

保証書

<被保証者（住宅取得者）>

殿

<保証者（登録検査機関）>

印

保証者は被保証者に対し、下記の保証住宅について、次項の保証約款に基づいて保証を行います。

保証期間	工事完了確認日(下記◆参照)から			年間
保証内容 ・保証金額	対象となる部位		事故となる場合	
	○	構造耐力上主要な部分	左記の部分が、基本的な耐力性能または防水性能を満たさない場合	
	○	雨水の浸入を防止する部分		
		給排水管路	給排水管路が通常有すべき性能または機能を満たさない場合	
		給排水設備	給排水設備、電気設備またはガス設備の機能が失われる場合	
		電気設備		
	ガス設備			
保証対象住宅所在地	フリガナ 〒			
保証者（登録検査機関）	住所 氏名または商号 役職名 代表者名	フリガナ 〒		
	担当部課名		電話番号	
	検査機関登録番号		ファックス番号	

◇ 保証者（登録検査機関）は、本保証書に記載の保証住宅について、保証者（登録検査機関）を保険契約者・被保険者とする住宅保証機構の「既存住宅個人間売買瑕疵保証責任保険」に加入しています。「既存住宅個人間売買瑕疵保証責任保険」の保険内容等については『保険付保証明書』をご確認ください。

◇ 「既存住宅個人間売買瑕疵保証責任保険」では、本保証書に基づく保証の内容に該当する事由がある場合で、保証者（登録検査機関）が倒産等の場合など相当の期間を経過しても保証責任を履行できないときには、保証書記載の被保証者（住宅取得者様）が住宅保証機構に対して保険金請求を行うことができます。本保証書のほか、保証者（登録検査機関）が発行する保証書・アフターメンテナンス契約等がある場合において、本保証書に定める保証内容を上回る部分については、「既存住宅個人間売買瑕疵保証責任保険」の保険金支払対象となりません。

◆ 住宅保証機構が定める「既存住宅個人間売買瑕疵保証責任保険」引受のための現場検査の結果、現場検査に適合しない項目がある場合の取扱い

- 保証開始日は、リフォーム工事実施者が保証対象リフォームにかかる請負契約に基づく工事を完了し、売買契約に基づく引渡日から起算して6ヶ月以内に住宅保証機構の現場検査において適合と確認される場合、保証対象リフォームの工事完了確認日とします。（住宅引渡日が保証開始日とはなりません。）